



11月は「オレンジリボン・ 児童虐待防止推進キャンペーン」期間です！

しつけのためだと親が思っても、子どもの体や心に傷をつけるのであれば、どんなに軽いものであっても許されない行為です。



◆こんなことが児童虐待

身体的虐待

殴る、蹴る、叩く、投げ落とす、激しく揺さぶる、やけどを負わせる、溺れさせる など

心理的虐待

言葉で脅す、無視、子どもの目の前で家族に対して暴力をふるう (DV) など

ネグレクト

食事を与えない、自動車の中に放置する、重い病気になっても病院に連れて行かない など

性的虐待

子どもへの性的行為、性的行為を見せる、ポルノグラフィの被写体にする など

◆虐待かも?と思ったら勇気を出して相談を!

児童相談所 虐待対応ダイヤル



いち はや く
189

- ▶通話料無料
- ▶匿名可能
- ▶お住いの地域の児童相談所につながります。



こども家庭庁

「児童虐待防止推進特設サイト」

児童虐待対応ダイヤルや児童虐待や子育ての悩みの相談先を紹介しています。

お問い合わせ:福祉課 ☎966-1207



11月12日～25日は

「女性に対する暴力をなくす運動」期間です。

DVや性暴力に
気づいたら
相談されたら

そのとき、私たちにも
できることがある。

あなたの考えや気持ちを押し付けず、まず寄り添って話を聞くことから、始めてみませんか。
そして、どんな時も「あなたは悪くないよ」と伝えてください。

年齢・性別を問わず相談できる窓口があることも伝えてください。	
性被害・性暴力	配偶者・交際相手からの暴力
SMSで相談 Cure time (キュアタイム)	ネットで相談 DV相談ナビ
電話で相談 #8891	電話で相談 #8008
電話で相談 #8103	DV相談 プラス

11月12日～25日は「女性に対する暴力をなくす運動」期間です。

毎年11月12日～25日までの2週間は「女性に対する暴力をなくす運動」の実施期間としています。

暴力は、その対象の性別や加害者、被害者の間柄を問わず、決して許されるものではありません。配偶者からの暴力、性犯罪、ストーカー行為など女性に対する暴力は、女性の人権を著しく侵害するものです。

不安を感じたら、ひとりで悩まず相談してください。

相談窓口

- ・沖縄県性暴力被害者ワンストップ支援センター (with you おきなわ) #8891または☎975-0166 24時間対応
- ・性犯罪被害相談電話 #8103
- ・配偶者、交際相手からの暴力の相談 (DV相談ナビ) #8008